こども家庭庁

令和６年度予算案の概要
（こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援関係）

こども家庭庁支援局　家庭福祉課

【令和６年度予算案】　１，６７３億円　　**【令和５年度予算】（　１，６６５億円）**

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の拡充のほか、就業支援、養育費確保支援などを多面的に強化する。

【主な内容】

○　児童扶養手当について、ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第３子以降の加算額を拡充する。

○　児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるように支援策の要件緩和を行う。

○　看護師・介護福祉士等の資格取得を目指すひとり親家庭の父母に対する給付金（高等職業訓練促進給付金）について、短期間で取得可能な民間資格を含む対象資格に拡大する。

○　主体的な能力開発の取組みを支援するため教育訓練講座の受講費用の助成を行う給付金（自立支援教育訓練給付金）について、支給割合の引上げ等を行う。

○　養育費の履行確保に取り組む自治体を支援する事業（離婚前後親支援事業）により、養育費の取り決め等に関する相談支援や養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援を行う。

○　離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた、家庭・生活環境を整える支援を行う（ひとり親家庭等生活支援事業）。

〇　親子交流の支援について、所得要件を撤廃し、支援の強化を図る（親子交流支援事業）。

【主な内訳】

◇　児童扶養手当給付費負担金	1,493億円
◇　母子家庭等対策総合支援事業費補助金	163億円
◇　養育費確保支援事業委託費	0.8億円
◇　母子父子寡婦福祉貸付金	14億円

【目次】

○　児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P３

○　ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し・・・・・・　P５

○　高等職業訓練促進給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P６

○　自立支援教育訓練給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P７

○　離婚前後親支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P８

○　ひとり親家庭等生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・　P９

○　親子交流支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P10

拡充 児童扶養手当

支援局　家庭福祉課

令和６年度予算案　1,493億円（1,486億円）※（）内は前年度当初予算

1　事業の目的

○　父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

2　事業の概要

＜支給対象者＞

○　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母等

＜支給要件＞

○　父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童等を監護していること等

＜手当額（令和６年４月～）＞

○　月額
・全部支給：４５，５００円　・一部支給：４５，４９０円～１０，７４０円
※令和５年度単価　全部支給：44,140円　一部支給：44,130円～10,410円

加算額（児童２人目）
・全部支給：１０，７５０円　・一部支給：１０，７４０円～　５，３８０円
※令和５年度単価　全部支給：10,420円　一部支給：10,410円～5,210円

改 （児童３人目以降1人につき）
・**児童2人目と同額※R6年11月分から**（改正前は・全部支給：6,４５０円　・一部支給：6,４４０円～3,230円）
※令和５年度単価　全部支給：6,250円　一部支給：6,240円～3,130円

改

＜所得制限限度額（収入ベース前年の所得に基づき算定）＞ **※R6年11月分から**

○　全部支給（２人世帯）：**１９０万円**（←１６０万円）　一部支給（２人世帯）：**３８５万円**（←３６５万円）

＜支給期月＞　○　１月、３月、５月、７月、９月、１１月

3　実施主体等

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村
【補 助 率】国　１／３、都道府県・市・福祉事務所設置町村　２／３
【受給者数】８１８，９７８人（令和５年３月福祉行政報告例）
【改正経緯】①多子加算額の倍増（平成２８年８月分手当から実施）
②全部支給の所得制限限度額の引き上げ（平成３０年８月分手当から実施）
③支払回数を年３回から年６回に見直し（令和元年１１月分手当から実施）
④ひとり親の障害年金受給者についての併給調整の方法の見直し（令和３年３月分手当から実施）
⑤所得制限限度額の引き上げ（全部及び一部支給）、第３子以降の多子加算額の増額（令和６年11月分手当から実施）

ひとり親の経済的支援（児童扶養手当）の拡充等

・ひとり親の就労収入の上昇等を踏まえ、働き控えに対応し自立を下支えする観点から所得限度額を引き上げるとともに、生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第３子以降の加算額を拡充する。

①所得限度額の引き上げ　（対象見込み者数：約44万人　制度改正影響額（令和６年度分）：国費 29億円）

・全部支給の所得限度額（全部支給が一部支給になる額）**160万円** → **190万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

・一部支給の所得限度額（支給がすべて停止となる額）　**365万円** → **385万円**（年収ベース・こどもが1人の場合）

②多子加算の拡充　（対象見込み者数：約11万人　制度改正影響額（令和６年度分）：国費５億円）

・第３子以降の加算額**（6,450円）**を第２子の加算**（10,750円）と同額まで引き上げる。***加算額は令和6年度の全部支給の場合の額。物価スライドにより変動

※①②とも、令和６年11月分（令和７年１月支給）からの実施を想定

・児童扶養手当の受給に連動した就労支援等について、自立への後押しが途切れないよう、所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても支援策の利用を継続できるようにする。

所得制限の引き上げ（イメージ）

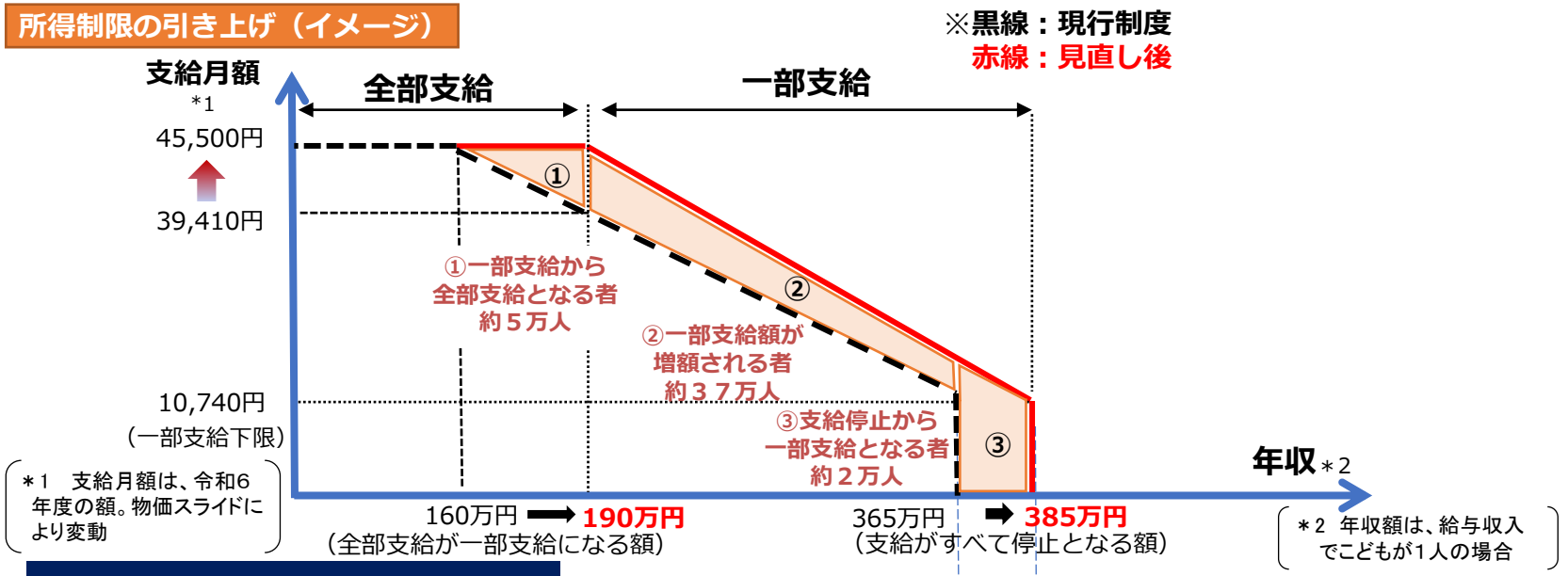

就労支援事業の対象者要件の拡充

児童扶養手当の受給に連動した**就労支援等の要件緩和**を行う

高等職業訓練促進給付金等（注）の支援策
（＝児童扶養手当の受給と連動）

上イメージ図と連動

所得が上がって児童扶養手当を受給しなくなっても、**１年間をめどに利用可能**にするなど自立の下支え

（注）対象となる就労支援事業　・自立支援プログラム　・高等職業訓練促進給付金　・自立支援教育訓練給付金　・ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

ひとり親支援にかかる事業の対象者要件の見直し

支援局　家庭福祉課

○　ひとり親支援にかかる事業の対象者要件（児童扶養手当受給相当の所得要件）を見直し、収入増加により児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、自立のタイミングまで支援を継続することで、より一層ひとり親の自立促進を図る。

（対象者要件見直し事業の令和６年度予算案は、いずれも「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」（163億円の内数）に計上）

対象者要件見直し事業	支援内容	見直し内容
母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の母又は父に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。	児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃
自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母又は父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃（※） （※）自立を図るための活動を行うこと（自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等）を要件として追加
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給し、ひとり親家庭の母又は父の学び直しを支援する。	
高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母又は父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図る。	児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（※） （※）児童扶養手当所得制限水準を超過した場合であっても、１年に限り引き続き対象者とする。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付を行う。	

拡充 高等職業訓練促進給付金

支援局　家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　163 億円の内数　（162 億円の内数）　※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

○　母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

2 事業の概要

＜対象者＞

○　養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

①　児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること

改　⇒児童扶養手当受給相当の所得要件を緩和（所得制限水準を超過した場合であっても、１年に限り引き続き対象者とする。）

②　養成機関において６月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること

改　※　令和５年度末までの拡充措置であった訓練期間の緩和措置（１年以上→６月以上）を恒久化。

＜対象資格・訓練＞

○　就職の際に有利となる資格であって、養成機関において６月以上修業するものについて、地域の実情に応じて定める。

《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、ＬＰＩ認定資格 等

改　※　令和５年度末までの拡充措置であった対象資格の拡大措置（６月以上の訓練を通常必要とする民間資格）を恒久化。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国３／４、都道府県等１／４

【支給対象期間】修業する期間（上限４年）

【支給額】

月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

修学の最終年限１年間に限り支給額を４万円加算する。

【実施自治体数】

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和３年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	62か所 (100.0%)	735か所 (94.2%)	864か所 (95.0%)

（注）（　　）内は、都道府県、市等における実施割合。

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している２自治体を含む（島根県、広島県）。

【令和３年度総支給件数】7,774件（全ての修学年次を合計）

【令和３年度資格取得者数】2,757人（看護師 1,133人、准看護師 845人、保育士 171人、美容師 129人など）

【令和３年度就職者数】2,092人（看護師　1,002人、准看護師 468人、保育士 148人、美容師　100人など）

拡充 自立支援教育訓練給付金

支援局　家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　163 億円の内数　（162 億円の内数）　※　（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

○　母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

○　利用者の負担軽減及び利用促進を図るため、支給割合を一部拡充するとともに、支給方法を見直し、半年ごとの分割支給を可能とする。

2 事業の概要

＜対象者＞

○　次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給

改 ①　自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等を受けている者（児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃）

②　就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

＜対象講座＞

○　実施主体の自治体の長が指定

①　雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座　《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修　等

②　同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

※　①・②に準じるものとして、都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座を含む。

＜支給内容＞

１．雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者

①　上記対象講座の① を受講する者：受講料の６割相当額、上限20万円

②　上記対象講座の② を受講する者：受講料の６割相当額、修学年数×上限40万円

改 ⇒　修了後１年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給（最大85%の支給）

２．雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者

１に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額

※　１、２のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国３／４、都道府県等１／４

【事業実績】

令和３年度支給件数　2,248件　就業実績　1,657件

【実施自治体数】

（注）（　）内は、都道府県、市等における実施割合。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
令和３年度	47か所 (100.0%)※	20か所 (100.0%)	61か所 (98.4%)	721か所 (92.4%)	849か所 (93.4%)

※ 都道府県47か所には、県内の全市町村で実施している２自治体を含む（島根県、広島県）。

拡充 離婚前後親支援事業

支援局　家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　163 億円の内数　（162 億円の内数）　※（）内は前年度当初予算

1　事業の目的

○　離婚協議開始前の父母等に対して、離婚がこどもに与える影響、養育費や親子交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うとともに、養育費の履行確保に資する取り組みを実施する。

2　事業の概要

地方自治体

民間団体
＜事業の全部又は一部を委託可＞

離婚前後親支援事業

（１）親支援講座

① 親支援講座
養育費の取り決めの重要性等の講義や当事者間での意見交換を実施。

② 情報提供
親支援講座の受講者に対し、ひとり親向けの支援施策や相談窓口の情報提供を行う。

（２）養育費の履行確保に資する取組

① 戸籍・住民担当部署との連携強化
戸籍・住民担当部署に相談員を配置し、ひとり親担当部署と連携（離婚届の受け取り時の相談支援のほか、リーフレットや動画教材の作成など）を図る。

② 離婚前段階からの支援体制強化
別居開始時点など低葛藤時点からの個別ヒアリングや動画教材による講義、オンラインカウンセリング等を行う。

③ 公正証書等による債務名義の作成支援
公正証書等による債務名義を作成するための費用等の支援を行う。

④ 保証契約支援
保証会社と養育費保証契約を締結するための支援を行う。

⑤ 戸籍抄本等の書類取得補助
家庭裁判所の調停申し立てや、裁判に要する添付書類の取得などの支援を行う。

⑥ 弁護士等による個別相談支援
弁護士等を配置し、 養育費に関して、個々の状態に応じた専門的な相談支援を行う。

⑦ ADRの活用支援
裁判外紛争解決手続き（ADR）を利用した調停に係る費用への支援を行う。

改 ⑧ 弁護士費用支援
養育費の受け取りに係る弁護士への成功報酬の支援（受取開始後1年間）を行う。

⑨ その他先駆的な取組
①～⑧のほか、養育費の履行確保等に資するものとして先駆的な取組による支援を行う。

○　こどもの心情の理解
○　離婚後の生活や子育てに関する不安を軽減
○　同じ境遇にある当事者との交流などにより、孤立感を解消
○　養育費や親子交流に関する取り決めを促進
○　ひとり親になって間もない段階から必要な支援の提供が可能
○　養育費の履行を確保

3　実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）　【補助単価】１自治体当たり：16,000千円
【補助率】　国：1/2　　都道府県・市区・福祉事務所設置町村：1/2　　【R4年度実績（交付決定ベース）】　172自治体

拡充 ひとり親家庭等生活支援事業（ひとり親家庭等生活向上事業）

支援局　家庭福祉課

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　163 億円の内数　（162 億円の内数）　※（）内は前年度当初予算

1 事業の目的

○　ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理、こどものしつけ・育児及び自身やこどもの健康管理など様々な面において困難に直面することとなる。また、ひとり親家庭等の親の中には高等学校を卒業していないことから希望する就業ができないことや安定した就業が難しいなどの支障が生じている。このため、生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。

2 事業の概要

① 相談支援事業
育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する。
また、地域の実情に応じて、地域の民間団体の活用等による訪問・出張相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

② 家計管理・生活支援講習会等事業
家計管理、こどものしつけ・育児や養育費の取得手続等に関する講習会の開催等を実施する。

③ 学習支援事業
高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭等の親に対して学習支援を実施する。

④ 情報交換事業
ひとり親家庭等が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する。

改 ⑤ ひとり親家庭地域生活支援事業（従来の「短期施設利用相談支援事業」）
離婚前後において、一定期間、母子生活支援施設等を活用し、離婚後の住まい・就業の支援や、同居する親子関係の再構築を含めた家庭・生活環境を整える支援を行う。

拡充内容

○事業内容
子育てや生活一般等に関する相談助言の実施、ひとり親家庭等の状況に応じた各種支援の情報提供、必要に応じて施設入所に関する福祉事務所等関係機関との連絡・調整を行うとともに、**施設を活用する際に必要な経費の補助**を行う。

○対象者
ひとり親家庭及び寡婦に加え、
離婚前の困難を抱える家庭（例：離婚調停中など）を新たに対象に加える。

○施設利用期間
おおむね１週間程度を、
おおむね３か月程度とする。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区町村
（事業の全部又は一部を民間団体等に委託可）

【補助率】　国：１／２、都道府県・指定都市・中核市：１／２
国：１／２、都道府県：１／４、市区町村：１／４

【実施自治体数】897か所《令和３年度》

【補助基準額】
(1) １か所当たり最大　12,528千円
(2)地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に①に加算する額　4,507千円

拡充 親子交流支援事業（母子家庭等就業・自立支援事業）

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞　令和６年度予算案　163 億円の内数　（162 億円の内数）　※（）内は前年度当初予算

1　事業の目的

○　平成２３年６月に公布された民法改正法において、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の交流が明示された。

○　適切な親子交流がこどもの健やかな育ちを確保する上で有意義であることから、親子交流を希望し、合意が得られたひとり親家庭を対象に、継続的な親子交流の支援を行う。

2　事業の概要

○　事前相談、支援内容の決定、親子交流援助等を適切に実施できる親子交流支援員を配置

○　支援の対象は、親子交流の取り決めを行っていて、父母間で合意があり、概ね１５歳未満のこどもとの親子交流を希望する別居親又はこどもと別居親との親子交流を希望する同居親

改　支援の要件としていた**児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃**

○　別居親又は同居親からの申請により、両者に対し必ず事前相談を実施するとともに、支援の内容、方法、日程、実施頻度等を記載した親子交流支援計画を作成

○　支援計画に基づき、親子交流当日のこどもの引き取り、相手方への引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を実施

○　援助の実施頻度は原則として１月に１回まで、支援期間は最長で１年間

○　支援員は、こどもの受け渡しや付き添いの際には、こどもの心情に十分配慮した対応を行う

○　必要に応じ、可能な範囲において、交流場所の斡旋を行う

○　専門的見地からの指導・助言ができる民間団体等に再委託も可

《事業実施主体》

円滑な親子交流に向けた支援

取り決めのある親子交流の日程調整、場所の斡旋、アドバイス、付き添い　など

《同居親又は別居親》

連携・協力

養育費等相談支援センター

3　実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
（事業の全部又は一部をＮＰＯ法人等に委託可）

【補助率】　国：１／２、都道府県等１／２

	30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
実施自治体数	９自治体	10自治体	15自治体	18自治体
相談件数	1,074件	928件	1,009件	719件
支援実施ケース数	69ケース	80ケース	80ケース	72ケース

＊山形県、千葉県、東京都、富山県、岐阜県、長崎県、大分県、静岡市、浜松市、北九州市、熊本市、函館市、岐阜市、吹田市、明石市、高松市、松戸市、港区